

## 平成22年第3回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成22年9月15日（水曜日） 午後 1時05分開議

- 第 1 認定第 1号 平成21年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 2 認定第 2号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 3 認定第 3号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 4 認定第 4号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 5 認定第 5号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 6 認定第 6号 平成21年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 7 認定第 7号 平成21年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 8 認定第 8号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 9 認定第 9号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第10 発議第 2号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書（案）
- 第11 発議第 3号 道路の整備に関する意見書（案）
- 第12 発議第 4号 全ての子どもたちの成長と発達を保障する教育を支える教育条件の確立を求める意見書（案）
- 第13 請願第 1号 全ての子どもたちの成長と発達を保障する教育を支える教育条件の確立を求める請願
- 第14 発議第 5号 B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書（案）
- 第15 閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（8名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君  | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |

7番 藤田首健君

8番 石神忠信君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|               |           |
|---------------|-----------|
| 町長            | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長         | 米 屋 彰 一 君 |
| 総 務 課 長       | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 主 幹     | 神 成 和 弘 君 |
| ま ち づ く り     |           |
| 推 進 課 長       | 小 林 生 吉 君 |
| 産 業 建 設 課 長   | 中 原 直 樹 君 |
| 産 業 建 設 課 参 事 | 小 林 嘉 仁 君 |
| 産 業 建 設 課 主 幹 | 山 内 功 君   |
| 保 健 福 祉 課 参 事 | 石 川 篤 君   |
| 保 健 福 祉 課 主 幹 | 吉 田 智 一 君 |
| 教 育 次 長       | 柴 田 弘 君   |
| 会 計 管 理 者     | 高 井 秀 一 君 |
| 国 保 病 院 事 務 長 | 青 木 彰 君   |
| 南 宗 谷 消 防 組 合 |           |
| 中 頓 別 支 署 長   | 吉 田 行 博 君 |
| こ ども 館 館 長    | 平 中 静 江 君 |

○職務のため出席した事務局職員

|               |             |
|---------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長   | 和 田 行 雄 君   |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 田 辺 め ぐ み 君 |

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） これから本日の会議を開きます。

（午後 1時05分）

◎認定第1号～認定第9号

○議長（石神忠信君） 日程第1、認定第1号 平成21年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件（決算審査特別委員会委員長報告）から日程第9、認定第9号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件（決算審査特別委員会委員長報告）までを一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

藤田さん。

○決算審査特別委員長（藤田首健君） 昨日から本日にかけて平成21年度中頓別町各会計決算審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。

審査結果につきましては、お手元に配付した委員会審査報告書のとおりでございますが、読み上げて報告いたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号 平成21年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定まで、別紙のとおりすべて認定と決定いたしました。

以上、報告とします。

○議長（石神忠信君） 報告が終わりましたので、一括質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから認定第1号 平成21年度中頓別町一般会計歳入歳出決算の件について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、これから採決を行います。

認定第1号について認定に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数。

よって、認定第1号 平成21年度中頓別町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決しました。

続きまして、これから認定第2号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、採決を行います。

認定第2号について認定に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、認定第2号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算の件は、認定することに決しました。

続きまして、認定第3号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 過ぎてしまって、一般会計のときに申し上げるべきかもしれませんが、関係がありますので、国保病院特別会計……

（「病院でない」と呼ぶ者あり）

○6番（柳澤雅宏君） 失礼いたしました。間違えました。

○議長（石神忠信君） 討論はほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、採決を行います。

認定第3号について認定に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、認定第3号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決しました。

続きまして、これから認定第4号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、採決を行います。

認定第4号について認定に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、認定第4号 平成21年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定は、認定することに決しました。

引き続き、これから認定第5号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 大変失礼いたしました。

先ほど話しかけましたけれども、一般会計もそうでありましたけれども、生活対策臨時交付金で総額1,257万の支出がありましたけれども、予算計上時において中頓別町の

国民健康保険病院の設置条例並びに地方公営企業法に抵触しておりますので、私は認定すべきではないというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 反対討論ありましたので、賛成討論あります方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、討論なしと認め、採決を行います。

認定第5号について認定に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、認定第5号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定は、認定することに決しました。

引き続き、認定第6号 平成21年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、採決を行います。

認定第6号について認定に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、認定第6号 平成21年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、認定することに決しました。

引き続き、認定第7号 平成21年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、採決を行います。

認定第7号について認定に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、認定第7号 平成21年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、認定することと決しました。

これから認定第8号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、採決を行います。

認定第8号について認定に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、認定第8号 平成21年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定は、認定することと決しました。

認定第9号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、採決を行います。

認定第9号について認定に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、認定第9号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定は、認定することと決しました。

#### ◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 引き続き、日程第10、発議第2号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 発議第2号。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。賛成者、同じく、村山義明。

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

#### 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書（案）

近年、森林に対する国民の期待は地球温暖化の防止、国土の保全や水源のかん養はもとより生物多様性の保全への貢献など多様化するとともに、低炭素社会づくりを進めるため、木質エネルギー利用を含め、木材利用の拡大に対する期待も増大している。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されるなど、我が国の林業・木材産業は危機的な状況に陥っており、加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

こうした厳しい状況を踏まえ、昨年公表された「森林・林業再生プラン」に基づき、国民の期待に応えていくため、今後、森林整備を着実に推進するとともに森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りながら森林資源を適切に活用し、森林・林業・木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下の項目を実現するよう要望する。

## 記

1. 地球温暖化防止・森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保、及び森林所有者の植林意欲を高めるための負担軽減措置等による森林経営対策を推進すること。
2. 水源のかん養など森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の取り扱いに関する所有者の責務を明確化するとともに、大面積皆伐の抑制や伐採後に確実に植林する仕組みを構築すること。
3. 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定を踏まえ、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や住宅建設等における木材利用の促進、及び木質バイオマス利用など国産材の利用を拡大すること。
4. 持続可能な森林・林業の確立に向けて、森林計画の作成や施業の集約化を担う人材、及び現場事業の担い手などの育成確保を図るとともに、森林整備に要する経費の定額助成を実施すること。
5. 国民共有の財産である国有林については、公益的機能の一層の維持増進を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年9月15日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先としては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書は原案のとおり可決されました。

### ◎発議第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、発議第3号 道路の整備に関する意見

書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村山さん。

○4番（村山義明君） 発議第3号。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、村山義明。賛成者、中頓別町議会議員、藤田首健。

道路の整備に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

#### 道路の整備に関する意見書（案）

北海道は、全国の22%を占める広大な面積に179の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える重要な社会基盤であるが、冬期の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路をとりまく課題は多い。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は、道民が強く要望しているところであり、特にミッシングリンクをかかえ、全国に比べて大きく立ち後れている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命に関わる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上での重要な課題である。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収が落ち込むなど、さらに厳しさを増しており、今後は、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度とすることが重要である。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

#### 記

- 1 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間などについて早期の事業化を図ること。
- 2 高度成長期に整備され老朽化した道路施設の長寿命化に係る費用に対する支援の拡充を図ること。
- 3 冬期交通における安全性の確保、交通事故対策、自然災害時の交通機能の確保など、地域の暮らしを支える道路の整備及び維持に必要な予算額を確保すること。
- 4 平成23年度から段階的に実施するとされている一括交付金の制度設計の際には、道路整備に関する地域の様々な課題に対応できるよう制度を充実するとともに必要な予算額を確保すること。

5 事業評価に当たっては、地域からの提案を反映させるなど、救急医療、観光、災害対策など、地域にもたらされる多様な効果を考慮し、総合的な事業評価手法となるよう検討すること。

6 地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年9月15日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 道路の整備に関する意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、発議第4号 全ての子どもたちの成長と発達を保障する教育を支える教育条件の確立を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 発議第4号。

平成22年9月15日。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、西原央騎。賛成者、中頓別町議会議員、村山義明。

全ての子どもたちの成長と発達を保障する教育を支える教育条件の確立を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

全ての子どもたちの成長と発達を保障する

教育を支える教育条件の確立を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会全体の基盤づくりはもとより、中頓別

町の豊かな地域社会の創出にとって重要です。

子どもたちに確かな学力を保障するため、今日、少人数学級は全ての都道府県で実施されるようになり、ここ北海道においても独自の努力が払われています。少人数学級実現は、いまや多くの父母、教育関係者、自治体の切実な願いであり、時代の流れとなっています。

文部科学省は、学級編成基準の見直しを表明し、平成23年度以降の学級編成基準及び教職員定数のあり方について本格的な検討を行っています。これまでに、教育関係団体24団体、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）及び有識者からヒアリングをおこない、7月12日には、中央教育審議会初等中等教育分科会が【提言】「今後の学級編成及び教職員定数の改善について」（以下、提言）をまとめました。

提言では、

- ・小・中学校の単式学級における学級編成基準の引き下げの必要性と国の責任による少人数学級の必要性。

- ・小学校低学年において、高学年の標準の引き下げからさらに引き下げること。複式学級の学級編成基準における引き下げが必要なこと。

- ・国が教育条件拡充の責務を果たすこと。都道府県が行う計画的かつ安定的な教職員の採用配置に向け、早急に新たな教職員定数改善計画を定め確実に実施すること。

- ・義務教育制度国庫負担制度の堅持・拡充が重要課題であること。国の責任による財源確保のもと国の負担率を1/2に復元する方向とすること。

となっています。

一方、僻地性が高く広域の北海道は、現行の学級編成基準、及び教職員定数制度のもと、郡部の多くには複式学級を有する学校が多数存在します。宗谷管内では、全体の54%が複式校です。さらに、現行制度では、優れて専門的な職責を持つ養護教諭や事務職員、管理職たる教頭も、一定の児童生徒と学級数を満たさなければ配置されません。

中頓別町においては、深刻な町財政のもと、学校配分予算確保には一定の配慮がなされているものの、備品の購入等はずぐにはできない状況にあります。また、現在、小学校と中学校では、国から少人数指導のための教員の配置を受け授業を進めています。ただし、運用面における制度上の規制が厳しく、小・中各児童生徒の実態に照らした場合、必ずしも使い勝手のよい制度ではないのが実情です。学校現場は、制度上の規制に抵触することなく、実態に合わせ最適な運用の仕方を常に工夫しなければなりません。そして、小学校は23年度、中学校では24年度から、新学習指導要領（現行に比べ授業時数で10%、学習内容で30%程度の増加）が実施されます。これまで以上に児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導が求められ、各教科においては、言語活動の導入・強化により「習得」と「活用」が強く求められることとなります。

地方が抱える財政事情により、教育条件の充実に向けた努力にも限界があり、格差も生じています。少なくとも義務教育においては、格差の解消に向けた支えとして国の責任による教育条件整備が不可欠です。

つきましては、以上の現状と課題にかんがみ、全ての子どもたちの成長と発達を保障する教育を支える教育条件の確立を求めるために、有効な施策が講じられるよう下記の事項を強く要望いたします。

#### 記

- 1 義務教育費国庫負担を1／2負担とすること。最低でも現在の1／3負担を維持し、学校施設整備費等教育予算の充実にむけ、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 2 学級編成の標準を現行の「四〇人」から「三〇人」に改善すること。同時に学級数だけでなく児童生徒数を教職員定数算定方式へ反映させること。
- 3 新たな定数改善計画を定め確実に実施すること。同時に、現在配置されている定数の定数化をはかること。
- 4 複式学級編成基準を改善すること。特に、小学校低学年、及び、中学校の複式学級を解消すること。
- 5 養護教諭と事務職員を全校配置とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年9月15日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、北海道知事、北海道教育委員会教育長。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 二、三お聞きしたいのですが、議運のときに、こういうところが何を言っているか理解できないのでということで、資料を出していただければということで資料もいただいておりますが、教育現場でいろいろ問題があるということは推察されるのですけれども、まず記の2番目、学級数だけでなく児童生徒数を教職員定数算定方式へ反映させること、いただいた資料では例えば3学級の中学校で9人の教員、1学級の生徒数が40人でも10人でも配置は変わらない。言っていることが私の考えと逆なのかもしれませんが、配置が変わらないのならいいのではないかという気がするのだけれども、生徒数が多かったらふやしてくれということを行っているのか、そこら辺がちょっと定かでないのです。その点についてまず。

それから、3項目の新たな定数改善計画を定め、確実に実施すると、それで教員定数改善計画が第7次から変わっていないと、それで現場の声を反映した改善計画の実施が必要なのだとことなので、私が聞きたいのは現場の声というのがどういうことなのか、それを要点だけでいいです。こういうところが反映されていないので、現場の声を聞いてほしい、では現場の声はどういうことなのかということ。そこをお聞きしたい。

それから、定数の定数化はわかりました。加配されているのをきちっと定数としてうたえと、認めろということなのだろうと思います。

それから、複式学級において、特に小学校低学年及び中学校、それで低学年はまだ小さいので、対応に苦慮すると、あるいは中学校は学習時間も多くなるし、あるいは進学、受験ということがあるので、複式はなじまないと、ここら辺はわかります。その後、少人数校においては一定の教職員が数教科を担当することが教員にとっては負担になるということが理由に書いてあるのですが、これは小学校低学年及び中学校から外れている小学校高学年にも私は言えるのだろうと思うのです。根本的に複式学級をなくせというのならわかるのですけれども、この理由が全部に当てはまるだろうと、それなのに高学年を外しているというところが高学年は複式学級でもいいよということなので、ここら辺がちょっと。もう一度言いますが、低学年と中学校が大変だというのはわかりますけれども、その後の理由ということになれば全学年がそうであろうというふうに私は思うので、そこら辺の説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、まず2番目です。2の教員数を算定方式でということですが、間違いなくこれはふやしてほしいということですが、40人学級が3クラスであっても10人学級が3クラスであっても、学校全体としての負担はやはり人数が多くなれば多くなると、それに対して同等に見ていいのかと、算定方式に全く反映されていない今の現状について考えてほしいと。間違いなくふやしてほしいという要望であります。

あと、3番です。ここで現場の声というような形です。どんな現場の声があるのかということなのですが、現場の声というものはさまざまなものがあるのですが、実際そういった現場の声を受けて定数改善計画を今まで、平成17年度までは定めて改良を加えてきたのですが、平成17年度の第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画というのををもって平成17年で終了、打ち切られているような実情があるのです。それをもって現場の声を反映させて国の制度をつくっていたということなのですが、17年度以降これもう5年以上そういったものが行われていないので、現場の声が反映された学校教育の改善が行われていないと、そういったもの全般に対しての現場の声というふうに私の説明資料では載せていたかと思えます。

次に、高学年ではいいのかということなのですが、これは特にとつけているところで大きい意味がありまして、前段に複式学級編成基準を改善することと書いてあります。この中で、まず第7次、次に第8次などを設けて改善してほしいと、その中で今の現状の声としては小学校と中学校のことということなのですが。特に今回、文章中にもありましたが、小学校では23年度、中学校では24年度から新学習指導要領というものの制度になるのです。そういう学習要領等の変更や量として、カリキュラムとしてはかなり増すということもあって、特に低学年、中学校の複式学級をまず変えてほしいという現場の要望があるということでした。高学年はいいのかといたら、そんなことはないのですが、特にとつけているところに、ここに意味があるのかなと思えます。

以上でしたか。

(「以上です」と呼ぶ者あり)

- 1番(西原央騎君) 以上です。  
○議長(石神忠信君) よろしいですか、柳澤さん。  
○6番(柳澤雅宏君) はい。  
○議長(石神忠信君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(石神忠信君) それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 全ての子どもたちの成長と発達を保障する教育を支える教育条件の確立を求める意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎請願第1号

- 議長(石神忠信君) 続きまして、日程第13、請願第1号 全ての子どもたちの成長と発達を保障する教育を支える教育条件の確立を求める請願を議題とします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 全ての子どもたちの成長と発達を保障する教育を支える教育条件の確立を求める請願は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。請願第1号は、既に議決されました意見書と同一趣旨のものでありますので、議決不要とし、採択されたものとみなすことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択されたものとみなします。

#### ◎発議第5号

- 議長(石神忠信君) 続きまして、日程第14、発議第5号 B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書(案)の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 発議第5号。

平成22年9月15日。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。賛成者、同じく、藤田首健。

B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

#### B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書（案）

幼児期に受けた集団予防接種で、注射器の使いまわしによってB型肝炎ウイルスに感染したとして、道内の患者ら5人が国に損害賠償を求めている訴訟で、平成18年6月、最高裁判所は国の責任を認めた。

その後、道内の多くのB型肝炎患者が国に対し損害賠償を求め提訴していた裁判において、本年3月札幌地方裁判所は和解勧告を行い、国は勧告を受け入れ協議に応じる方針を決定した。

しかし、9月1日、札幌地裁の和解協議で示された国の和解案は、同地裁が「救済範囲を広くとらえる方向で臨む」ことを打ち出しているにもかかわらず、キャリア（ウイルスが体内に残っているものの発症していない持続感染者）の原告は対象とせず、発症した時点で一時金を支払うとの救済対象を矮小化したものである。

国と原告の最大の争点である接種を受けたことの証明をめぐる、「母子手帳」などで集団予防接種が原因と証明できない多くの患者・キャリアの救済を渋り続けることは、国の責任を認めた最高裁判決の精神にも反する。

義務化されていた予防接種によって健康を侵された患者・キャリアへの医療補償と生活補償は、国が責任をもって解決すべき待ったなしの課題である。

よって、国においては、患者・キャリアの立場に立った解決策を示し、早期全面解決に向けた対策のため、以下の項目を講じるよう強く要望する。

#### 記

1. 国は最高裁判決を尊重し、救済範囲を広くとらえる方向性を明確にするとともに、早期にB型肝炎訴訟を全面的に解決する方向に姿勢を転じ、一日でも早く和解を実現させること。
2. B型肝炎患者への一時金の支給と経済的負担の心配のない医療費助成制度の整備をすすめること。
3. B型肝炎患者に対する差別・偏見をなくすため正しい知識の啓発活動を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年9月15日。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会中の継続調査申出について

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第15、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件について、各委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長の申し出のとおり決しました。

#### ◎閉会の議決

○議長（石神忠信君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第7条の規定によって、本日ただいまをもって閉会したいと思います。これが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の会議を閉じます。

平成22年第3回定例会を閉会いたします。

(午後 1時46分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員